

C

要　　請　　書

C

令和3年11月16日

全国土地改良事業団体連合会
都道府県土地改良事業団体連合会

要 請 書

新型コロナウィルス感染症により世界経済は大きな影響を受けるとともに、地球規模の異常気象による大規模災害が世界各地で頻発している。このような顕在化するリスクに対して、特に重要な食料安全保障確立の観点から、日本の食料生産を支えている農業生産基盤を維持し、国民の不安を解消していかなければならない。その一方で、農業・農村では、高齢化や人口減少の波が押し寄せており、農業従事者の高齢化や減少により、農地や農業用水の管理に支障が生じることで営農の継続が困難になるとともに、全国的な米価下落の影響により農家経営の悪化が懸念されるなど、様々な課題に直面している。

このような情勢のもと、昨年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」、本年3月に閣議決定された新たな「土地改良長期計画」及び本年5月に策定された「みどりの食料システム戦略」の実現に向け、農地の大区画化・汎用化、農業水利施設の適時適切な補修・更新や省エネ化・再エネ利用等を行い、農業を魅力ある産業として担い手に引き継いでいくことが極めて重要な課題となっている。加えて、全国各地でため池を含む農業水利施設等の老朽化が進行する中、令和2年7月豪雨災害に代表されるように、気候変動による豪雨災害や大規模地震が頻発しており、国民の生命と財産を守るためにも、洪水被害防止対策やため池等の耐震化などの農村地域の防災・減災対策の推進を通じた国土の強靭化が極めて重要な課題となっている。

近年の土地改良制度については、平成29年、30年に土地改良法が改正され、農地中間管理機構と連携した農業者の費用負担を求めるない農地整備事業や、ため池等の耐震化を迅速に進める事業等が創設されるとともに、土地改良区の運営基盤の強化を図る見直しが講じられたところである。また令和元年に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が、令和2年に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が施行され、ため池工事等を推進する措置が講じられたところである。

○ 水土里ネットには、力強い農業の実現等を通じた食料の安定供給や農業・農村の多面的機能を発揮させるため、先人達のたゆまぬ努力により維持・活用されてきた農地・農業用水等の地域資源を良好な状態で次世代に継承していく責務があるとともに、国民の生命と財産を守るため、農村地域の防災・減災対策等の国土強靱化を継続的に推進していかなければならない。水土里ネットが有する技術、経験など持てる能力を最大限に発揮するため、女性の能力を活用しつつ、その体制強化が喫緊の課題となっている。

○ 土地改良関係予算については、「闘う土地改良」の旗印の下、組織を挙げて様々な活動を行った結果、令和2年度補正予算、令和3年度当初予算を含め、全国の要望を満たす6,300億円を確保することができた。水土里ネットは、この予算を活用し、農業・農村、更には、水土里ネット自身が抱える課題をも直視しながら、国が示した農政の展開方向を踏まえ、積極的な貢献を果たしていく覚悟である。

全国の水土里ネットは、これまで培ってきた技術と経験を活用し、「闘う土地改良」のスローガンの下、一致団結して、次の事項の実現を図ることを国に強く要請する。

記

- 一 土地改良事業の計画的・安定的な推進のため、令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算において、必要な予算を確保すること。
- 二 大規模災害からの復旧・復興を早急に進めること。その際、原形復旧に止まらず、再度災害防止の措置を講じるとともに事務手続の簡素化に取り組むこと。
- 三 食料安定供給の確保、スマート農業の実装、高収益作物への転換、米の需給安定のための麦・大豆の生産拡大、農産物の輸出促進等を図るため、農地集積・集約化を促す農地の大区画化と水田の畑地化・汎用化を一層推進すること。
- 四 農村地域の国土強靱化のため、老朽化した農業水利施設の長寿命化、豪雨・耐震化対策等を一層推進すること。
併せて、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策については、2年目以降も1年目と同様に十分な予算を確保すること。
また、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」及び「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、技術的・財政的支援を講ずること。
- 五 複式簿記の導入など組織運営基盤の強化に対する支援を、水土里ネットの声に真摯に耳を傾けて推進すること。

- 六 流域治水の取組推進に当たっては、関係する農業水利施設等の管理者や田んぼダムに取り組む農業者に過度な負担及び責任が生じないよう配慮すること。
- 七 安全・安心で快適な生活環境を確保するため、農業集落排水施設や農道等の生活インフラの再編・強靭化、農村地域の情報通信環境の整備を推進すること。
- 八 本年5月に農林水産省が公表した「人・農地など関連施策の見直し」に掲げられた土地改良制度の拡充（ため池等の豪雨対策、農地・農業水利施設の整備等に対する農家負担の軽減を含む支援、市町村や土地改良区を連合会がサポートする仕組み等）を令和4年度予算の成立に合わせて具体化すること。
- 九 新型コロナウィルス感染症の拡大状況を踏まえ、必要に応じ、農業水利施設の維持管理に関するセーフティネットを構築すること。
- 十 上記事項の実施に当たり、水土里ネットが有する技術、経験などを十分発揮できるよう配慮すること。

要請者名簿

全国土地改良事業団体連合会

会長 二階 俊博
副会長 義經 賢二
副会長 高貝 久遠

都道府県土地改良事業団体連合会

北海道 会長 菊地 博
青森県 会長 野上 憲幸
岩手県 会長 大宮 悅幸
宮城県 会長 伊藤 康志
秋田県 会長 高貝 久遠
山形県 会長 佐貝 全健
福島県 会長 車田 次夫
茨城県 会長 葉梨 衛
栃木県 会長 佐藤 勉
群馬県 会長 熊川 栄
埼玉県 会長 三ツ林 裕己
千葉県 会長 森 英介
東京都 会長 山下 奉也
神奈川県 会長 間宮 恒行
山梨県 会長 内藤 久夫
長野県 会長 藤原 忠彦
静岡県 会長 伊東 真英
新潟県 会長 三富 佳一
富山县 会長 堂故 茂
石川県 会長 西村 徹
福井県 会長 山崎 正昭

岐阜県	会長	藤原 勉
愛知県	会長	中野 治美
三重県	会長	亀井 利克
滋賀県	会長	家森 茂樹
京都府	会長	藤原 秀夫
大阪府	会長	北島 政夫
兵庫県	会長	西村 康稔
奈良県	会長	奥野 信亮
和歌山県	会長	二階 俊博
鳥取県	会長	榎本 武利
島根県	会長	長岡 秀人
岡山県	会長職務代理者	副会長 黒田 晋
広島県	会長	木山 耕三
山口県	会長	北村 経夫
徳島県	会長	岡本 芳郎
香川県	会長	大山 茂樹
○ 愛媛県	会長	篠原 実
高知県	会長職務代理者	副会長 池田 洋光
福岡県	会長	新川 久三
佐賀県	会長	田島 健一
長崎県	会長	古川隆三郎
熊本県	会長	荒木 泰臣
大分県	会長	義經 賢二
宮崎県	会長	丸目 賢一
鹿児島県	会長	宮路 高光
沖縄県	会長	古謝 景春